

環境建設常任委員会

令和3年9月17日（金）

環境建設常任委員会

定例会名 令和3年第3回定例会
招集日時 令和3年9月17日(金) 午後2時
招集場所 議場

出席委員 7名
委員 長 池 辺 己実夫
副委員 長 山 本 伸 子
委員 利根川 英 雄
" 石 原 幸 雄
" 秋 山 泉
" 伊 藤 裕 一
" 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員
副 市 長 滝 本 昌 司
建 設 部 長 長谷川 啓 一
建設部次長兼都市計画課長 藤 木 光 二
建設部次長兼下水道課長 野 島 正 弘

議会事務局出席者
書 記 高 野 良 一
書 記 宮 田 修

令和3年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 環境建設常任委員会

議案第 46号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

意見書案第12号 県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出について

午後1時58分開会

○池辺委員長 皆様、改めまして、こんにちは。

ただいまから環境建設常任委員会を開会します。

本日、説明員として出席した者は、副市長、建設部長、建設部次長兼都市計画課長、建設部次長兼下水道課長であります。書記として高野さん、宮田さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 46号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

意見書案第12号 県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出について

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第46号、牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第46号について提案者の説明を求めます。建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 都市計画課、藤木です。よろしくお願いいたします。

議案第46号、牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

条例改正の理由でございますが、令和2年5月20日に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和3年4月1日から施行されております。

この法律の改正内容で、定義規定でございます第2条に高齢者障害者等用施設等及び旅客特定車両停留施設の各用語がそれぞれ第4号、第12号に新設されまして、既存の号について繰下げなどの整理が行われました。これに伴いまして、当該条例の引用条項の整理を行うため、条例第2条の定義の中で、第2条第13号を第2条第15号に改めるものでございます。

以上となります。

○池辺委員長 これより議案第46号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。山本副委員長。

○山本副委員長 では、お願いいたします。この条例ですけれども、この特定公園施設の設置というのは、これは都市公園、一般公園と牛久市にはあるんですが、どれに該当するのかをお伺いしたいと思います。まずは、それをお願いいたします。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 当該条例の対象につきましては、都市公園が対象となっております。ただし、別にあります公園条例の中で、一般公園についてもこの円滑化の条例に適合するよう努めなければならないという定めにはなっております。

以上です。

○池辺委員長 山本副委員長。

○山本副委員長 この条例は平成25年に施行されているようなんですけれども、牛久市の都市公園、この平成25年以前にできたもの、それ以降にできたものは幾つあるのかをお尋ねいたします。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 今、牛久市には、運動公園含めまして24公園が都市公園として存在しております。25年以前につきましては、23公園。25年以降にできたのが1公園となっております。

以上です。

○池辺委員長 山本副委員長。

○山本副委員長 分かりました。そうしますと、この条例が施行される前の公園のほうが多いということで、それに対してはこの条例は、いろんな附属がありますよね、道路、階段とか坂とか、そういうところをバリアフリーということで改善していくために取り組んでいるというか、それ以前にできたものはどうなっているのでしょうか。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 条例で制定されたのは25年なんですけれども、その前にバリアフリー法自体はもっと前にできていますので、25年以前のものでもバリアフリーの法律に基づいて整備されているものもございます。それ以前のものも当然ございますけれども、それ以前のもので、今のところ順次という形にはなるんですが、一応都市公園の5公園については、スロープの設置を行っております。今後も、少しずつにはなるかと思っておりますけれども、順次スロープの設置等とか、そういうできるところは対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○池辺委員長 ほかに質疑及び意見のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で議案第46号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして採決をいたします。

採決は挙手により行います。

議案第46号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

暫時休憩をお願いします。

午後2時07分休憩

午後2時09分開議

○池辺委員長 再開いたします。

利根川委員より、資料の配付依頼がありましたので、これを許可し、議場に配付いたしました。次に、意見書案第12号、県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第12号について意見のある方は御発言をお願いいたします。利根川委員。

○利根川委員 県南水道の料金改定のチラシは、県南水道から8月のメーター検針のときに皆さんのお宅に配られたと思うんですが、これ平均で23%の値上げ、これは平均なので、これを一番高くすると特に10トン未満の人が何と40%の値上げになるという、大変、特に単身者及び高齢者の世帯にとっては非常に大きな負担になるという。

それで、この料金改定をする必要があるのかどうかという前に、この意見書にあるように、契約水量実態に合わせて速やかに見直しすることというふうに1つは書いてあります。これは、本文中にもありますように、2020年度前年度は8,771トン、これが使わない水にお金を払って約1億3,000万円、これは契約水量自体が県が決めたもの、これをずっと何十年も取り続けております。特に私が議員になる前からやっていますから、その当時は料金改定しても不足が出たので、4つの、当時は藤代がありましたので、4つの市町で、人口割で大体牛久市としては一般会計から2億円程度、県南水道に繰入れをしています。その後、加入者が増えてきてそれで2億円、各市町村からの負担金はなくなったんですが、それでも毎年茨城県に対して約2億円、約50年間、100億円ですよ、使わない水に金を払ってきたと。ですから、この実態に合わせた水量に早急に見直してほしいと。これは、どういう計算かといいますと、8月、一番水を使うときの1日の最大使用水量、これが基になります。去年は8万トンちょっと。それで県との契約が9万トンということになっていますから、この差額がね、水道管を通らなくてもお金を払わなきゃならないと。1トン当たり1,250円だったですかね。1,290円だっけ。（「1,290円」の声あり）1,290円、1トン当たり払って、2020年度、去年は約1億4,000万円ぐらい払っております。これを実態に合わせた水量に直すべきだと。茨城県の水道条例、これは条例第5条だったと思うんですが、県南水道と県と協議してこの基本水量を決めるというふうに条例でなっているのにもかかわらず、もう50年以上こういう状況になっていると。ですから、県南水道としてもそういう申入れをしておりますけれども、牛久市としても、使わない水にお金を払うような、このような制度を改めてほしいというのが1番です。

2番については、茨城県の企業局の水道会計の中で、県南広域だけが大幅な黒字になっています。黒字である以上、料金は下げるべきだろうと。今からたしか平成25年、七、八年前、茨城県が県企業局の外部監査を実施したところ、値上げする必要はないと、値上げをした後に外部監査を行って値上げする必要はないという外部監査の結果も出ております。

その中からいきますと、この2つについては、当然、茨城県の企業局がこれを受け入れ、このような形にしていく、そうすると県南水道の水道料金の値上げというものに対してもゼロになるか、ちょっとそこら辺のところは計算しなければならないことなんですが、値上げしない方向にできるのではないかと。それと、県南水道が値上げの理由のもう一つとしては、古い管を新しくする、これは石綿管がまだ結構あったり、あと継ぎ目の問題とか直せないところが結構あるんですが、これは阪神淡路大震災のときに、神戸のほうでは約1週間、10日ぐらいですか、水が出なかった。そんなこともあって国のほうとして古い管を改修する、取り替えるに当たって国の補助金を5割以上出していたんですね。そのとき県南水道のほうに対して、私はそのとき県南水道の議員だったんですけども、この国からの補助金を使って早急に古い管を新しくすべきだということを言いましたが、一切言うことを聞かないで放置されてきたというのが現状です。

当時は県南水道も大幅な黒字で、各種工事は起債ゼロです。10年間ぐらい起債していないはずですよ。そんなような関係からいって、この値上げというものの自体はいろいろな側面からいっても十分とは言えないと。特に茨城県に対する1番と2番の問題については、早急を実施するよにというこの意見書を出してほしいということです。

以上です。

○池辺委員長 暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分開議

○池辺委員長 会議を開きます。ほかに意見はございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 県南水道からも、受水費の引下げ並びに将来的な契約水量の見直しということで要望が出ていると承知をしておりますが、今、県西地域への県南水道からの水の融通が計画されておりまして、その融通の状況を見てからでも遅くはないのかなと考え、速やかに実施というのは2番については難しいのかなということで、本意見書には賛同しかねるという意見でございます。

○池辺委員長 ほかにございますか。利根川委員。

○利根川委員 今の伊藤委員の話なんですが、県南水道のほうから県西のほうに行くという工事は、いつ始まるか分からないというのを私どもは聞いております。

それと、取手の取水場から県西のほうに行く配管があるのではないかとということなんですが、それは、まだちょっとはっきりしていないんですが、そういったことを考えていけば県西広域の問題というのは、この中には含まれない。何で県西と県南を統合したのかということ、県西広域が赤字なんです。その赤字分を県南広域で相殺しようとする。やっていることがおかしいんです。県南広域のほうは黒字で、その黒字分を県西にやるという、もともと県西のほうは独自にやった事業であって、筑波山の麓につくし湖ってありますよね。あれは霞ヶ浦から水を上げて、そこから下に下ろすというような大規模な工事をやったんですが、そういったようなツケを県南広域のほう、県南水道に負担させるというのは、これは論理が違うだろうということです。

○池辺委員長 石原委員。

○石原委員 今の利根川委員のお話ですけれども、ちょっと実態とは違うのかなという感じがしております。委員はお気づきになっておられるかどうか分かりませんが、昨年のマスコミ報道でも、いわゆる黒字化が進んでいるから合併をさせてやったということではなくて、ちゃんとした理由があるわけです、そこには。圏央道の開通なんかによって企業の数が随分、県西地区では増えている、それでその工場用水というのが足りなくなっている。そういう実態があって、この県南から県西への水の融通ということが背景にあるわけであって、黒字化だからやったということではないというふうに認識をしております。

以上です。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 それは茨城県企業局の言う、へ理屈です。もともと県西用水というのはもう20年近く前からやっていますし、その当時から大赤字で、県西で水道を使うということについて、ほとんど地域の住民は使っていないです。そういう中で県のほうがお金をかけて造ったということであるし、別に県南広域の黒字をわざわざ県西に回すことはないわけであって、そもそも合併する必要なんか全くなかったです。それは県南水道企業団も県に対して要求は当時からしていた。特に池辺さんのときからそれは知っていました。

○池辺委員長 石原委員。

○石原委員 その、へ理屈ということ自体がへ理屈であって、見解の相違ということで申し上げておきたいと思います。

○池辺委員長 ほかに意見はありますか。秋山委員。

○秋山委員 そもそも契約というのは、2人以上の当事者が合意することによって法的な権利義務関係が生ずることで、押しつけられたというこの文言は適切ではないのかなと思いました。

また、契約するに当たっての県南水道側の、人口の推移の見通しの甘さというのも大きな負担に通じているものではないかなと思っています。そして、県南が抱えている問題は全県どこでも同様だと考えるので、契約水量を引き下げることによって、県の水道事業に支障を来すという問題も生じてくると思います。

しかし、やはり人口減少は歯止めがかからない状況の中で、今は本当、飲み水というと水道水を飲むのではなくて、ミネラルウォーターを買って飲んでいると。水道水に対しての需要が非常に低くなっているというのも今の現状だと思います。

今後、やはり水道管の老朽化の問題も抱えてきますので、必ず来るだろうと言われている災害においても、やはり管の入替えというものも早急に行っていかななくてはいけない、こういうことを考えると少しでも利用者の負担を抑えていくという、そのためにやはり県南水道も毎年県のほうに要望を出しているということも伺っています。

それらを全部ひっくるめて、今回は公明党としては、また私個人としても、意見書として提出するというについては、賛成の立場を取りたいと思っています。

以上です。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 人口の問題なんです、約50年ぐらい前に、茨城県が独自に人口想定をしました。それは、2020年に牛久市は15万人の人口になると、ほかの市町村も全部そういう形で倍ぐらいの人口ですね。約50年ぐらい前の牛久市の人口が2万ちょっとですよ。3万あったかないかです。そういうときに牛久市は15万人の人口になるという想定で霞ヶ浦開発事業、これは当初2,250億ぐらいでできるというのが、結局終わって見たら1,000億加わっていたわけですよ。その後に霞ヶ浦導水事業とかいろいろな事業を含めてきて、実際には人口が増えていない、今だって8万6,000ぐらいですよ。これの倍ぐらいの人口を当時から計画をして、そして牛久市はこれだけの水を使うんだということを上から押しつけたんです。そこに、水道管を通らない水に金を払っていたわけですから、料金も当然高くなるし、それで足りなければ市の一般会計から県南水道にお金を毎年出していたと。大体この問題も県南水道や大野正雄市長、当時の、中で議会でもやりましたけれども、これについてはもう、牛久市は15万になるなんていうことは言っていないと、2万ちょっとぐらい、大野さんのときで2万8,000ぐらいだったかな。15万になるなんて信じられないですよ。そういうことを県が勝手に決めて押しつけて、それで県南水道としても、この金額は認められないということを何度もやっても県は絶対に言うことを聞かなかった。それは大規模な開発をやるためにお金が必要だから、そういう方向にしたんでしょうけれども、何しろ人口想定が、県の押しつけでやられてきたということで、それがこの1番に書かれているわけであって、実際に使った水、さっき秋山委員が言われたように、私が県南水道の議員のときには、1人当たりの水量が360リットルですか、それが今270か80ぐらいまでになっているはずですよ。ですから、水の使用量もどんどん減っていると。新しい加入者もほとんどないという中で、どんどんこの差が開いてきて、この差が、水道料金にはね返せざるを得ないというような状況なものですから、この1番の水量を、茨城県の水道条例に基づいて直してほしいということを言っているわけであります。

○池辺委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で意見書案第12号についての意見は終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました意見書案第12号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手少数であります。よって、意見書案第12号は否決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 8 分休憩

午後 2 時 2 9 分開議

○池辺委員長 再開いたします。

次に、本委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

本件につきましては、石原委員より申入れ書が提出されております。

この際、本件について石原委員に説明を求めます。石原委員。

○石原委員 提案理由は、そこにもちょっと書いてあるとおりになんですが、牛久市自体が市長を先頭にゼロカーボンシティですか、この宣言をしております。それから、6月定例議会におきまして私も質問しましたが、同僚議員からも再生可能エネルギーの一つとされている太陽光発電等に関するガイドラインではちょっと不足なので、条例を制定してはどうかというような一般質問も行われました。それに対して執行部からは、県のガイドラインに沿ってやっているけれども、条例の制定も視野に入れるというか、検討もしてみたいというような建設部長からも答弁があったというふうに記憶をいたしております。

それらを踏まえまして、エネルギーの問題というのは、当委員会の所管事項でもありますので、当委員会として太陽光も含めた再生可能エネルギーの条例の制定に向けてたたき台をつくって、閉会中審査の事項として検討してはいかがかなという思いで提案をさせていただいたということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○池辺委員長 以上で石原委員の説明は終わりました。

委員長としては、石原委員の申入れ事項については、委員の皆様の御賛同を得られれば本委員会の継続調査として取り扱いたいと考えます。

これより、本件について質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。山本副委員長。

○山本副委員長 私も、太陽光発電に関しては市民の方からも御意見いただいて、やはり環境問題、これから再生エネルギーというところで両輪になってくるところがあると思うんですね。ゼロカーボンシティという意味では、再生可能なエネルギーを供給しなきゃいけない、一方で太陽光発電などがいろんな耕作放棄地できることで、自然の景観が損なわれるというそういう両面がありますので、やはりそこら辺は、ある程度景観もしくは緑を保全する意味で抑制地域のようなものを設定するとかという考え方の中での条例化というのを前向きに検討する必要がある時期なのかなと思いますので、ぜひこれはお願いしたいと思っております。

以上です。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 この条例については、私も何回かやっております。

それで、国の法律等があつて条例をつくったとしても、基本的にはお願い事項にならざるを得

ないのかなど。結局のところ罰則規定も取ることはできないわけであって、特に太陽光発電、山本委員が今言われたように、私はその当時提案したのが、札幌とか京都で、太陽光発電から道路まで2メートル以上空ける、そこに樹木を植える、それで中を見えないようにするというようなこと、これは景観条例を直すだけでできるんです。新たにゼロカーボンではなくても。

それと、なかなか難しいとは思いますが、結構いろんな取組をやっているところがあって、例えばごみ処理場を使った発電です。これも何回か提案したんですが、現状ではそれだけの能力はないということで非常に難しい、でも、やってできないことはないんじゃないかなというふうに思うんですが、結局いろんな方策を、結構時間をかけて検討していく必要があるかなとは思いますが。ただ太陽光発電、特にメガソーラーをあんまり増やすというのは、でもこれ規制できないんだよね。ですから、非常に難しいとは思いますが、ただ条例の中で、あれを開発行為という形にすると、市のある程度権限で、こうしてほしいという要望も出せるかなと思うんですが、私が質問したときは全然やる気がなかったです。この間の話も検討すると言ったけれども、検討したけれども駄目でしたという話になるんじゃないかなと思うんですが、ただ議会のほうとしては、上級法に触れない限りの条例をつくっていくということについてはいいと思います。

○池辺委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で本委員会の継続調査についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で討論を終結いたします。

これより、本委員会の閉会中の継続調査について採決いたします。

採決は挙手により行います。

石原委員から申入れ書のとおり本委員会の継続調査をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、本委員会の閉会中の継続調査をすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時37分開議

○池辺委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま継続調査をすることに決まりました案件につきまして、本委員会は閉会中もお継続

調査を要するため、議長宛て、閉会中の継続調査の申出をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって議長宛て、閉会中の継続調査の申出をいたします。
お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって委員長報告書の作成は、委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、環境建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 3 9 分閉会